

石川県モーテル類似施設設置規制指導要綱取扱要領

1 事前協議（第5関係）

- (1) 石川県モーテル類似施設設置規制指導要綱（以下「要綱」という。）第5に規定する関係法令に定める許可等とは、別表に掲げるものをいう。
- (2) 要綱第5第2項の(1)から(4)までに掲げる書類は、次に定めるところにより作成したものとする。

ア 付近見取図

ホテル等の敷地からおおむね300メートル以内の区域においては、要綱別表1に定める特定施設及び特定地域並びに要綱別表2に定める特定の地域を明示すること。

イ 配置図（車庫及び駐車場を含む。）

- (ア) 縮尺は200分の1程度であること。
- (イ) 植栽、垣、広告物その他の屋外施設についても記入すること。

ウ 立面図

- (ア) 縮尺は100分の1程度であること。
- (イ) 色彩を明示し、かつ、全周を明らかにすること。

エ 各階平面図

- (ア) 縮尺は100分の1程度であること。
- (イ) エアーシューター、テレビカメラその他の付帯設備についても明示すること。

2 立入調査（第7関係）

要綱第7により立入調査を行う職員は、別記様式の立入調査員証を携帯し、関係者にこれを呈示の上、協力を求めるものとする。

3 審査会（第10関係）

(1) 審査会は、次に掲げる職にある者をもって組織する。

会長 石川県健康福祉部長

副会長 石川県健康福祉部次長、同少子化対策監

委員 石川県健康福祉部少子化対策監室子ども政策課長、同薬事衛
生課長、石川県生活環境部自然環境課長、石川県農林水産部農
業政策課長、石川県土木部都市計画課長、同建築住宅課長、石
川県教育委員会事務局生涯学習課長、石川県警察本部生活安
全部生活安全企画課長、同人身安全・少年保護対策課長

(2) 会長は、会務を総理する。

(3) 審査会の庶務は、石川県健康福祉部少子化対策監室子ども政策課において処
理する。

(4) 審査会の議事及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

別 表

関係法令に定める許可等

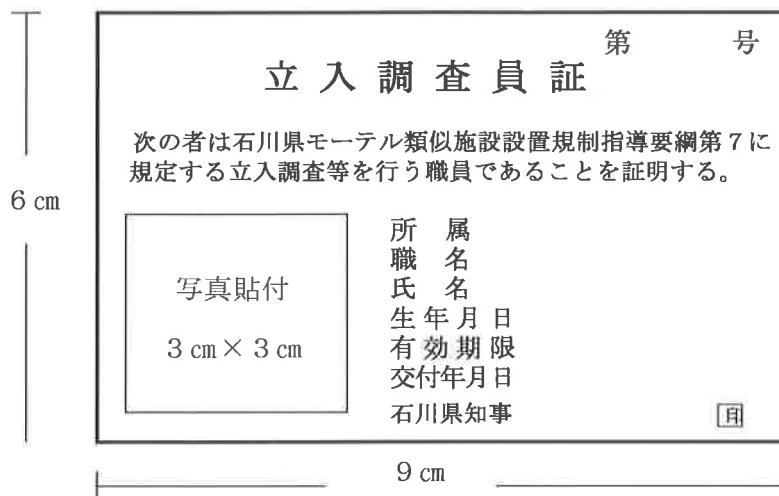
- (1) 国土利用計画法(昭和 49 年法律第 92 号)第 23 条第 1 項の規定による届出
- (2) 旅館業法(昭和 23 年法律第 138 号)第 3 条第 1 項の規定による許可の申請
- (3) 自然公園法(昭和 32 年法律第 161 号)第 20 条第 3 項、第 21 条第 3 項、第 22 条第 3 項及び第 33 条第 1 項の規定による許可の申請又は届出
- (4) ふるさと石川の環境を守り育てる条例(平成 16 年石川県条例第 16 号)第 121 条第 4 項、第 123 条第 1 項、第 169 条第 4 項及び第 178 条第 1 項の規定による許可の申請又は届出
- (5) 農地法(昭和 27 年法律第 299 号)第 4 条第 1 項、第 5 条第 1 項の規定による許可の申請
- (6) 農業振興地域の整備に関する法律(昭和 44 年法律第 58 号)第 15 条の 2 の規定による許可の申請
- (7) 森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 10 条の 2 第 1 項、第 27 条第 1 項並びに第 34 条第 1 項及び第 2 項の規定による許可等の申請
- (8) 漁港漁場整備法(昭和 25 年法律第 137 号)第 39 条第 1 項の規定による許可の申請
- (9) 石川県漁港管理条例(昭和 33 年石川県条例第 29 号)第 12 条第 1 項に規定する許可の申請
- (10) 港湾法(昭和 25 年法律第 218 号)第 37 条第 1 項の規定による許可の申請
- (11) 石川県港湾施設管理条例(昭和 30 年石川県条例第 10 号)第 5 条に規定する許可の申請
- (12) 海岸法(昭和 31 年法律第 101 号)第 7 条第 1 項及び第 8 条第 1 項の規定による許可の申請
- (13) 河川法(昭和 39 年法律第 167 号)第 24 条、第 26 条第 1 項及び第 55 条第 1 項の規定による許可の申請

- (14) 公有水面埋立法(大正 10 年法律第 57 号)第 27 条第 1 項及び第 29 条の規定による許可の申請
- (15) 道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 24 条及び第 32 条第 1 項の規定による承認等の申請
- (16) 土地区画整理法(昭和 29 年法律第 119 号)第 76 条第 1 項の規定による許可の申請
- (17) 地すべり等防止法(昭和 33 年法律第 30 号)第 18 条第 1 項の規定による許可の申請
- (18) 宅地造成等規制法(昭和 36 年法律第 191 号)第 8 条第 1 項の規定による許可の申請
- (19) 建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 6 条第 1 項(同法第 87 条第 1 項において準用する場合を含む。)の規定による確認の申請
- (20) 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 29 条、第 32 条、第 42 条第 1 項ただし書、第 43 条第 1 項、第 53 条第 1 項及び第 65 条第 1 項の規定による許可等の申請又は協議の申出
- (21) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和 44 年法律第 57 号)第 7 条第 1 項の規定による許可の申請

別記様式（第7関係）

立入調査員証

表



裏

